

第7回 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備連絡協議会 議事録

日 時	令和4年6月23日（木）午前10時00分～正午	
場 所	南地区公民館 大会議室	
出席者	協議会委員	20名（うち代理1名）
	事務局	彦根愛知犬上広域行政組合（近藤事務局長、杉山室長、宇野主幹、藤井室長補佐、鈴木副主幹、北川主査）
	委託事業者	委託事業者 5名

開会	
北川主査	<p>それでは、時間がまいりましたので第7回彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備連絡協議会を開催させていただきます。皆様方には大変お忙しいところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>申し遅れましたが、本年度より事務局を担当いたします北川と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>さて、議題に入ります前に皆様のお手元でございます資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、1枚目は本日の次第となります。次に委員名簿、次に資料1-1～1-3をひとまとめにしておりますクリップ留めの資料、続いて、青色で印刷されております環境影響評価準備書（素案）の概要というホチキス留めの資料、続いて、資料3のA4の1枚ものの資料、そして青色の住民説明会のチラシ、そして委員の皆様のみにお配りさせていただいておるのですが、平松会長より情報提供としていただきました「彦根城とその周辺の自然ウォッチングガイド」のリーフレットを配布しております。皆さん、よろしいでしょうか。</p> <p>今回は、令和4年度の初めての協議会であり、委員の交代がございます。時間に限りがございますので、新たに就任されました委員の皆様には、お手元に委嘱状の配布をさせていただきます。ご確認のほどお願いいたします。</p> <p>なお、本日の協議会は、お昼の12時を目途に終了したいと思いますので、ご協力いただきますようお願いいたします。</p>
各委員の自己紹介	
北川主査	<p>それでは、次第に基づきまして、2番、各委員の自己紹介ということで、令和4年度の役員交代等により委員の交代ならびに職員の人事異動がございましたので、皆様からそれぞれ簡単に自己紹介をお願いいたします。なお、稲里町山崎自治会の松宮委員、稲里町北小路自治会の横井委員、若葉学区自治会長連絡協議会の伊藤委員、荒神山を愛する仲間の会の大森委員、彦根市清掃センターの若林委員から欠席のご連絡を頂戴しております。また、彦根市生活環境課の中江委員の代理で吉田委員に出席していただいておりますことを報告させていただきます。</p> <p>それでは、お配りしております委員会名簿の順番、上から順に自己紹介をよろしくお</p>

	願います。
各 委 員	(各委員自己紹介)
北 川 主 査	ありがとうございました。 続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。
事 務 局	(各職員自己紹介)
北 川 主 査	それでは、議題へ進みたいと思います。会長、よろしく願います。
会 長	失礼します。順番をちょっと外してしまいまして、自己紹介をできませんでした。改めて快適環境づくりを進める会、彦根市と連携して自然観察会とか、先ほど紹介がありました自然啓発のパンフレットを作ったりさせていただいているところです。どうぞよろしく願います。 コロナ禍で、マスク着用の会議となります。説明やご発言が聞き取りにくいなどご不便をおかけする場合がございますが、ご理解のほどよろしく願います。 それでは、議題(1)「先進ごみ処理施設見学会の結果報告について」、事務局より説明を願います。
資料1-1～1-3に基づき説明	
北 川 主 査	それでは、先進ごみ処理施設見学会の結果報告について、説明をさせていただきます。 お手元の資料1-1 先進地視察概要と出席者アンケート結果をご覧ください。 はじめに、見学会の概要としまして、令和4年2月28日にもりやまエコパーク環境センターおよび交流拠点施設、ならびに草津市立クリーンセンターを見学し、9名の委員に参加いただきました。 まず、もりやまエコパーク環境センターですが、令和3年10月に竣工された施設で、焼却能力は日量71tで比較的小規模ですが、ごみの焼却に伴って生じる熱を利用し、発電を行い、施設全体の電力を賄うだけでなく、余剰電力の売電や隣接する交流拠点施設の温水プールへの熱供給がされるなど、高いエネルギー回収率を達成されていました。 また、景観に配慮し、煙突を目立たなくする外観デザインや、トリックアートをを用いた施設見学など、視覚的にもわかりやすい施設見学ができるようになっていました。 次に、草津市立クリーンセンターですが、平成30年3月に竣工された施設で、焼却能力は日量127tで、当組合が計画する施設と比較的近い規模となっております。 こちらの施設では体感映像で焼却炉に入ったかのような体験ができる施設や、環境について学べる「くさつエコスタイルプラザ」が併設されており、大人から子どもまで楽しく学べる施設となっております。 当日の様子、各施設の概要資料は資料1-2、1-3にまとめております。簡単にご説明させていただきますと、資料1-2がもりやまエコパーク環境センターならびに交流拠点施設の写真となっております。①～⑧が環境センターの見学の様子であります。リサイクル施設は緑、焼却施設は赤と視覚的にわかりやすい表示がされていたことに加え、トリックアートで焼却炉内の様子を体験できるなど、処理施設をより近くで体感できる施設となっております。 ⑨以降が交流拠点施設の様子となっております。焼却施設の熱を利用したプールに加え、トレーニングルームやキッチンエリアなど、一般の方が気軽に利用できる施設となっております。

	<p>続いて資料1-3が草津市立クリーンセンターの様子となっております。</p> <p>①～⑧が処理施設の見学の様子で、⑨、⑩が屋上の緑化スペースの様子となっております。②にありますように大きな画面で、施設の紹介映像や、処理の様子を体感できる映像を視聴できるようになっておりました。また、実際に使用されているクレーンのサイズがわかるような展示もあり、設備の大きさを体感できる展示がされておりました。</p> <p>資料1-1に戻りまして、2. アンケート結果についてですが、(1)では、ほとんどの参加者が「参考になった」と回答され、具体的に参考になった設備等は(2)のとおり回答いただきました。</p> <p>ごみ処理施設については、(4)の意見にもありますように、熱エネルギーを有効活用した施設、設備について、良いといったご意見をいただきました。</p> <p>また、ごみの受け入れに関しては、災害時やトラブルを想定したごみの受け入れ設備の必要性や、ごみの排出量を見越した上で、コンパクトな施設となるようにというご意見をいただきました。</p> <p>処理方法についてもご意見をいただき、当組合が計画する施設ではプラスチックの分別を進めていく方向ではありますが、プラスチックの分別について、市民の理解と協力、1市4町の連携が必要とご意見をいただきました。</p> <p>また、防災拠点としての活用できるような設備や、市民の憩いの場となるような設備として、シャワーやキッチンの整備がされると良いなどのご意見をいただきました。</p> <p>いただいたご意見などについては、施設整備の参考にさせていただきたいと思っております。今後、新ごみ処理施設の設計や建設を発注するにあたり、民間ノウハウを活かしたよりよい提案を引き出すために、仕様書にあたる要求水準書を作成していく必要があります。本協議会においても、見学会で得た情報等を参考に協議していただき、要求書の中に施設や設備の考え方について検討した内容を特記事項として、できる限り反映したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本年度は大津市に新設されましたごみ処理施設の見学を予定しております。日程等は未定ですが、ご参加していただきご意見をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上となります。</p>
質疑応答	
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。委員の皆様から質問等がございましたらご発言お願いいたします。</p> <p>なお、ご質問の際は、委員の所属と名前をお願いいたします。いかがでしょうか。質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、次の議題へ移ります。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは次の議題に移ります。</p> <p>議題(2)「環境影響評価準備書素案について」事務局より説明をお願いします。</p>
資料2に基づき説明	
<p>北川主査</p>	<p>それでは、議題(2)「環境影響評価準備書素案について」説明させていただきます。こちらの議題については委託事業者のパシフィックコンサルタンツ株式会社、小川様から説明させていただきます。</p>
<p>委託事業者</p>	<p>本日、私のほうから環境影響評価準備書素案の内容についてご説明させていただきます。</p>

す。

まず1ページ目です。本日の説明ですが、こちらに示した目次に沿ってさせていただきます。

次に2ページ目です。初めに本説明会の目的についてご説明いたします。

3ページ目の図は環境影響評価の手続きの主な流れを示しております。この説明会ですが、環境の現況の調査、予測評価の結果をとりまとめた準備書の素案の説明を行い、ご意見を伺いたいと思うものです。今後、準備書については公告・縦覧開始後に改めて説明会を実施する予定となっております。

続いて4ページ目です。次に事業の目的および内容についてご説明いたします。

5ページ目に、事業者の名称、事業の名称、対象事業の目的をお示ししてございます。本事業ですが、処理施設の老朽化やごみの広域処理を踏まえて新たなごみ処理施設の整備を行うとしたものでございます。

続いて6ページ目です。こちらに対象事業の実施区域を示しておりますが、実施区域は赤枠で示した西清崎地区、約6.3haの範囲を予定してございます。なお、方法書の時点では市道大藪金田線の西側の区域のみとしておりましたが、工事中に設置する施工ヤード等の整備する区域も含め、若干拡大をしてございます。なお、仮設道路等として整備する区域については将来現状復旧を行う予定となっております。ごみ処理施設の整備を行う区域としては青枠で示した5.2haの範囲となっております。

続いて7ページ目です。本事業の対象とする施設については焼却施設とそれに関連するリサイクル施設を予定してございます。処理施設の規模、処理対象ごみ量、処理対象ごみについてはこちらにお示ししたとおりでございます。

続いて8ページ目です。施設整備計画の概要についてです。処理方式についてはストーカ式焼却方式、煙突高さは配慮書の検討結果の内容を踏まえ59mと計画しております。有害物質などの除去設備など排ガス処理設備を設けるほか、景観に配慮し、白煙防止装置を設置する計画でございます。施設排水は公共下水道に排水を行いますが、雨水については調整池を經由して宇曾川に放流する計画となっております。

続いて9ページ目です。こちらは新ごみ処理施設の公害防止規準について、大気質の例を示しております。基準は、関係法令などの規制値および現清掃センター公害防止規準よりも厳しい値を設定しております。このほか、悪臭や騒音などについても同じように基準を設定してまいります。

続いて10ページ目です。こちらは現時点で想定している施設の配置の計画となります。配慮書の時点で北側集落への騒音や振動の影響、また土砂災害に配慮しまして焼却施設などの主要な施設は南側に配置する計画となっております。今後、具体的な設計を進める予定としております。

続いて11ページ目、こちらは関係車両の主要な走行ルートでございます。赤の矢印が走行ルートを示しておりますが、既存の道路および彦根市が新たに整備する市道を経由して搬入する予定です。市道整備ルートは黄色で示していますが、方法書段階では荒神山を縦断するような計画となっておりますが、その後、計画の再検討に伴いまして荒神山を回避するルートとなっております。なお、本施設の供用開始時点では北側工区のみが開通する見込みですので、その段階では北側からの搬入を行いまして、その後、南側

工区の開通に伴って、北側、南側両方から搬入を行う計画です。

12 ページ目には事業のスケジュールをお示ししておりますが、令和5年度に環境影響評価手続きが終了いたしまして、その後、工事に着手、稼働は令和11年度、令和11年度にかけて工事を行っていくという予定でございます。

続いて13ページ目です。こちらは工事計画の概要をお示ししております。初めに準備工事、工事用道路および雨水排水設備工事、その後軟弱地盤対策工事を行い、その後に造成・建築工事を行っていきます。施設の供用開始は令和11年度を予定しております。

続いて14ページ目です。こちらは工事用車両の走行計画です。青い点線でルートをお示ししておりますが、南側の県道2号大津能登川長浜線から宇曾川堤防左岸道路に進入して工事区域に至る。退出車両については方法書時点から計画を見直しております、堤防道路を再度北上して宇曾川渡河後に県道2号に出る、または、右岸側の堤防を北上するという計画になってございます。

続きまして、環境影響評価方法書に対していただいた意見の状況です。16ページ目ですが、方法書については令和2月12月から令和3年1月まで縦覧を行い、同年2月まで住民の皆様からのご意見を募集してございます。また6月には方法書に対する知事意見が提出されておまして、これらを勘案して調査・予測・評価を行うこととしてございます。

次に17ページ目、こちらが環境影響評価の対象とした環境について説明を申し上げます。

18ページ目です。こちらは環境影響評価の対象とした環境要素です。方法書の段階と同じになりますが、こちらの表に示す大気質、騒音、動物、景観、文化財など15の項目を対象としております。また、水の濁りや地下水、土壌といった項目は事業の影響は小さいと考えていますが、現地調査によって現況の把握を行ってございます。

続いて19ページ目、現況調査の結果についてご説明いたします。

20ページ目には事業区域内、それから周辺の一般環境、その他の動物などの調査地点を示しております。大気質などの調査は周辺集落の代表地点、動物や植物相については赤線で示した200m範囲、ただし、行動範囲の広い猛禽類などについては荒神山を含む周辺1kmの範囲を基本としております。文化財や伝承文化については緑色で示した500mの範囲としてございます。

21ページ目には車両の走行ルートの沿道の調査地点を示しております。車両走行が見込まれる代表的な6地点を選定して調査を行ってございます。

続いて22ページ目、こちらには現地調査の実施時期をお示ししてございます。令和3年2月に調査に着手しまして、これまでにほとんどの調査は完了しているという状況です。本年8月にすべての調査を完了する予定となっております。

23ページ目以降、こちらが現地調査の結果をお示ししてございます。

まず対象事業実施区域で調査した気象の状況。気象は、地上気象、上層気象、こちらを連続観測や四季の調査を行ってございます。図には卓越風向を示す風配図、方位別の風の割合をお示ししておりますが、年間を通じて北寄りの風が多く見られる。ただし、夏には南からの風の割合も多くなっているというような状況を確認してございます。

続いて24ページ目、こちらは本調査で実施した現地拡散実験の状況です。煙突高度に

合わせて気球を上げて実験用のガスを放出して地上部で濃度観測を行うという調査を行っております。この調査につきましては、排ガスの煙突排出ガスの濃度の予測計算、こちらの予測精度の向上に活用してございます。

25 ページ目以降に大気質の調査の結果をお示ししてございます。

まず、一般環境の調査結果ですが、各大気汚染物質や降下ばいじんといった項目につきまして、いずれも環境基準値などの基準を下回る様子を確認してございます。

引き続き 26 ページ目には沿道の調査地点の結果です。こちらも環境基準を下回る様子を確認してございます。なお、清崎地区の大津能登川長浜線では7月まで調査を行います。その後結果を整理いたします。

27 ページ目には、騒音、低周波音、振動の一般環境の調査の結果をお示ししております。周辺の公民館などで調査を行っておりますが、いずれも環境基準などの基準となる目安を下回るということを確認してございます。

また 28 ページ目には道路沿道の騒音や振動の調査の結果をお示ししてございます。真ん中の列にあります騒音につきましては、亀山地区の市道芹橋彦富線のほうで昼間に環境基準 65 デシベルに対し、68 デシベルということで、基準を超過している様子が確認されましたが、その他の地点では基準を下回っているということを確認しております。振動は特に問題ある値は確認されてございません。

続いて 29 ページ目には宇曾川の水質の調査結果を示しております。ここでは濁りの指標である浮遊物質量というものの調査結果をお示ししておりますが、四季の調査では基準を大きく下回りますが、農繁期の調査では代掻きの濁りの影響を受けまして高い濃度が確認されておりました。また、降雨時の調査は、これは水の濁りが発生しております、1 回目、2 回目、いずれも高い濁りが確認されているという状況でございます。

30 ページ目には動物や植物について、現地調査で確認された主なものを示しております。絶滅危惧種に該当する種など重要な種が多数確認されているというところを把握してございます。

また 31 ページ目、こちらについては対象事業実施区域周辺の自然環境の状況を示しております。平地の水田雑草群落や、荒神山ではコナラ群落、スギの植林などの割合が高く、これらで全体の約半分程度の面積を占めています。これらから環境類型については、樹林、耕作地や市街地、河川、この大きく 3 つに大別されるものと考えております。現地調査で確認した動物などにつきまして、生態系を構成する注目種として、こちらの表に示す 16 種を選定してございます。

続いて 32 ページ目、こちらについては地下水の調査結果です。こちらは参考として調査しておりますが、こちら周辺で観測にご協力いただいた井戸を対象に地下水の観測を行っております。結果はこちらにお示ししたとおりですが、この観測は7月まで継続して行っていく予定です。

33 ページ目は土壌、土壌中ダイオキシン類の調査結果をお示ししてしております。事業実施区域では周辺の一般の地域に比べると高い傾向にはありますけれども、環境基準という値を大きく下回る様子は確認しております。環境基準項目、有害物質濃度などについては基準を下回っている様子を確認しております。

以上が現況の調査結果です。

続きまして、34 ページ目以降に今回実施しました予測・評価の結果についてご説明をいたします。

まず、大気質の予測結果です。35 ページ目には重機の稼働の排出ガスの影響のイメージをお示ししております。気象条件などを踏まえて重機からの排出ガスの濃度の予測計算を行ったところです。

結果につきまして、36 ページ目以降に示しております。36 ページ目では影響の最大となる地点の結果をお示ししておりますが、敷地境界上になりますが、いずれも環境保全目標とした環境基準を下回るということを確認してございます。

37 ページ目、こちらは周辺集落等における予測結果をお示ししておりますが、こちらも二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準を下回るということを確認してございます。

続いて 38 ページ目、こちらは工事用車両、施設関連車両の排出ガスの影響、こちらは最初にイメージをお示ししておりますが、道路沿道の排出ガス濃度を計算したというところです。

39 ページ目には予測に使用した車両台数、工事用車両の想定台数をお示ししてございます。予測は、工事用車両の台数が一番多くなる 1 年間を対象としてございます。その 1 年間における平均的な台数を予測台数としておりますが、大型車で、地点によって異なりますが、56~104 台、小型車で 6 台が 1 日走るという想定です。

その結果につきまして、40 ページ目に示してございますが、予測の対象とした地点、工事用車両が走行する想定で選定した地点につきまして、いずれも環境保全目標値とした基準を下回る、環境基準を下回ると予測してございます。

続きまして 41 ページ目、これはパッカー車、収集車などの施設関連車両の想定した台数をこちらに記載しております。各地点で将来的に想定される年間を通じて平均的な台数を設定しております。こちらについては、調査対象地点の 6 地点のほか、新たに整備される市道の整備ルートに沿道、G という地点ですが、そちらも新たに予測の対象としております。

結果につきましては 42 ページ目に示してございますが、こちらもいずれの地点も環境基準を十分下回るということで予測を行ってございます。

続いて 43 ページ目、こちらについては、重機の稼働に伴う降下ばいじん、粉じんの予測イメージとなっております。

そちらの結果につきましては、44 ページ目、粉じんの予測の結果となりますが、こちらについては各周辺の地点で季節ごとの予測を行っております。最大値は 1 カ月 1 k m³ 当たり最大約 4 t 程度と予測してございまして、影響の目安としては 20 t という値があるのですが、そちらを十分下回っているということで予測をしてございます。

続きまして、45 ページ目、こちらは煙突からの排出ガスの影響になります。こちらはイメージ図をお示ししておりますが、排出ガスの地上部への濃度について予測を行っております。

46 ページ目には、これは施設周辺の煙突排出ガスの寄与濃度、排出ガス単体の濃度について平面的な分布の状況を示したものになっております。

46 ページ目には例としてダイオキシン類の結果をお示ししておりますが、地形の影響、

それから気象の影響などによりまして施設の北西側ないしは南側の方角において若干濃度が高くなっていくというふうな様子が確認できます。

各予測対象とした地点における結果について、以降説明させていただきます。

47 ページ目には影響が最大となる地点の予測結果を示しております。二酸化窒素、二酸化硫黄など6物質について予測を行いました。各物質とも①の排ガスの寄与濃度ですが、②に示した現況濃度、こちらは現地調査の結果です。これに比べると十分分析が異なるほど低いという予測結果になっております。したがって、寄与濃度、排ガスの影響は小さく、また、予測結果も環境基準を下回るということで予測をしております。

48 ページ目には、こちらは周辺の公民館等の結果を示しております。こちらも寄与濃度は現況の濃度と比べ十分低く、予測結果は環境基準を下回るということで予測してございます。

続いて49 ページ目です。今回特定の気象条件下で想定されます短期的に濃度が上昇するケースについても予測を行っております。こちらの図面は一例ですが、上層逆転層の発生時や強風が吹いたときのダウンウォッシュと呼ばれる現象、そちらを対象として予測を行っております。

結果につきまして、50 ページ目にお示ししておりますが、さまざまな気象条件下の短期間の濃度の予測を行いました。こちらもいずれも環境基準は下回ると予測しております。

51 ページ目、こちらでは施設の稼働に関する粉じん、リサイクル施設の破砕などの影響による粉じんの飛散の程度について予測した結果です。こちらについては、ほかのリサイクル施設における調査結果を用いて今回どのような影響が出るかという予測を行っておりますが、他の施設の結果は表に示すとおり、施設の影響が特段生じているという様子は確認されておりません。今回も同様の事業を予定しておりますので、今回も影響は極めて小さいと考えております。

以上が大気質に関する結果となりますが、いずれも基準などは達成します。また、環境保全措置も実施することによって影響の回避・低減が図られると評価をしております。

続きまして、52 ページ目、こちらは騒音や低周波音、振動の予測の結果になります。初めに重機ないしは将来的な施設の稼働による騒音の予測、こちらのイメージをお示ししてございます。

まず、重機の稼働の騒音の予測結果について53 ページ目に示してございます。こちらは施設近傍の予測結果となりますが、まず、騒音の影響が最大となる地点については、西側、荒神山の麓の区域に出ると想定しておりますが、こちらで境界付近で67 デシベル、建設作業騒音の規制基準 85 デシベルという値に比べて十分下回ると予測してございます。

54 ページ目には周辺的一般環境の地点における結果をお示ししてございます。こちらでも環境基準と比較してございますけれども、いずれも基準以下となると予測してございます。

続きまして55 ページ目、重機の稼働に伴う振動、揺れの予測の結果になります。まず、最大となる地点につきましては、こちらでも区域西側に出ると予測しておりますが、57 デシベルという値、規制基準 75 デシベルという値がありますが、それに比べて十分小さい

と予測しております。

56 ページ目には周辺の集落などにおける結果をお示ししてございますが、こちらについては、保全目標値の 55 デシベル、人が感覚的に感じる値としておりますが、それを十分下回るということで、振動を感じるレベルには達しないということで予測してございます。

57 ページ目、こちらには施設供用後の施設の稼働時の予測結果をお示ししてございます。まず、最大となる地点につきましては、西側の敷地境界上、こちらで 45～47 デシベルという値となっておりますが、いずれも工場の騒音基準、環境保全目標値を下回ると予測してございます。

58 ページ目には周辺の集落などにおける予測結果をお示ししておりますが、こちらもいずれも昼間、夜間とも環境基準を満足するというので、特段の影響は生じないということで予測をしてございます。

59 ページ目、こちらには施設の稼働時の低周波音の影響について予測した結果をお示ししてございます。まず、南側敷地境界、それから北側最寄住居、南側最寄住居、この 3 箇所を対象としておりますけれども、いずれも 72～87 デシベルという値となっておりますが、心身に係る苦情に関する評価指針という基準値 92 デシベルというものがありますが、そちらを下回るため、特段の影響は生じないということで予測をしてございます。

60 ページ目、こちらは施設の稼働の振動、揺れの影響となっております。こちらにつきましても最大地点は今回東側に出ると予測しておりますが、こちらでも工場の振動の基準を下回ると予測してございます。

また、61 ページ目には周辺集落等の予測の結果をお示ししておりますが、こちらでも保全目標を下回るということで考えておりまして、特段影響はないということで考えております。

62 ページ目、こちらは車両の走行に伴う騒音や振動の予測をお示ししてございます。まず、こちらにはイメージをお示ししてございます。

続いて 63 ページ目には、こちらは予測に使用した車両台数、まず工事用車両の台数です。騒音や振動につきましては、車両の台数が最も多くなる時期を対象として予測を行いました。また、走行台数については、その対象とした月における 1 日の台数といたしまして、大型車につきましては、こちらにお示した台数、小型車は 4 台ということで、それを条件として予測を行いました。

結果につきまして 64 ページ目にお示ししてございます。現況で環境基準を達成するという地点においては引き続き環境基準を達成すると予測しています。また、現況で環境基準を超過する B の市道芹橋彦富線、こちらについては、引き続き基準を超えますが、現況から悪化するということはないと考えてございます。

65 ページ目につきましては、こちらは振動の影響になります。こちらは振動規制法の基準値がありますが、こちらを十分下回るということで予測をしてございます。

引き続きまして 66 ページ目、こちらは施設の関連車両、収集車などが将来走行したときの予測の条件となります。これは既存施設の実績などを踏まえまして、最も多い月、曜日进行想定しまして台数を設定して予測を行っております。

67 ページ目に騒音、振動の予測結果をお示ししてございます。先ほどの工事用車両と

同様ですが、現況で環境基準を達成する地点では引き続き基準を満足する。また、基準を超過している亀山地区の地点では現況からの悪化というものは生じないということで考えております。振動は要請限度の値を下回ると予測しております。

以上を踏まえまして、騒音や振動につきましても概ね環境基準などの基準を達成するという予測をしております。環境保全措置も実施することにより影響の回避・低減を図るということで考えております。

続いて 68 ページ目以降、こちらは悪臭、においの影響についてです。

まず、68 ページ目には煙突の排出ガス、それから施設の点検時に伴う休炉時の悪臭の影響について予測した結果となります。予測結果を中段やや下のところに書いておりますが、いずれの予測計算を行った結果、臭気指数は 10 未満ということで、影響は特段生じないレベルの数値となっております。施設休炉時についても同様と予測されており、特段の影響は想定してはいないということでございます。

続いて 69 ページ目、こちらは供用後の施設の稼働時の漏洩、施設のにおいの漏れの影響、それから収集車の走行による悪臭の影響、こういったものを予測した結果となっております。こちらの予測結果について、中段以降書いておりますが、既存施設などの実際の調査の結果を用いて整理しておりますが、既存施設の周辺で特段臭気の影響、それから収集車の走行による影響というものも小さいということで実測を行っております。したがって、今回におきましても影響は小さくなるだろうということで予測をしております。

悪臭については以上となりますが、こちらでも環境保全措置などを実施することによって影響の回避・低減が図られていくと考えております。

続いて 70 ページ目、こちらは水質の予測の結果となります。こちらについては雨が降ったときに濁水が流れていくということで、宇曾川に流入した後の濁りの影響を計算するという行った、そのイメージをお示ししております。

71 ページ目に水質の結果を示しておりますが、予測結果、浮遊物質量、濁りの指標の予測結果は、こちら赤枠で示したとおりですが、現況も降雨時、雨が降ったときの宇曾川の濁りの変動幅の範囲内に入ると予測しております。このことから、事業によって特段濁りがひどくなるというような状況は生じないと予測をしております。

続きまして 72 ページ目以降、こちらは動物に関する予測結果となります。予測については、絶滅危惧種などの重要な種に着目して行っておりまして、影響要因としましては、上の表に示した生息地の消失や縮小、水の濁りや汚れ、重機の稼働に伴う騒音につきまして想定をしております。それぞれ生息地の消失や縮小についてはすべての動物、水については水路や河川に生息する種、騒音については猛禽類を対象に予測しております。結果については下の表にお示しするとおりですが、生息地の消失や縮小の影響が大きいと想定するのは 11 の種、重機の稼働に伴う騒音については 1 種、オオタカですが、こちらは影響が大きいと予測をしております。

結果の詳細について 73 ページ目にお示ししております。生息地の消失や縮小については休耕田の湿地環境、素掘り水路に生息する両生類、魚類などについて影響が大きい、ないしは影響を受けるだろうと予測しております。また、草地に巣を作るカヤネズミといった哺乳類も含まれております。

次に水の濁りや汚れにつきましては、水質の予測の結果から影響は特段生じない、小さいと予測しております。騒音の影響につきましては、オオタカについて騒音の影響を受ける可能性があるかと予測しています。

予測結果は以上となりますが、下の表に示しておりますように、ビオトープの設置、直接改変を回避するエリアの設定、騒音対策など保全措置を講じてまいります。これらを講じることによりまして影響の回避・低減は図られていくと評価をしております。

続いて74ページ目、こちらは植物に関する内容です。植物も動物と同様に生息地の消失などについて予測を行っております。その結果、湿地環境で確認されたコガマ、ノニガナなど、そういった種について影響が大きい、ないしは影響を受けるという予測を行っております。ただし、水の濁りや汚れについての影響は小さいものと考えております。植物につきましても、下の表に示すような環境保全措置を実施することで影響の回避・低減が図られていくと考えております。

続いて75ページ目、こちらは生態系についてです。生態系につきましては、地域の動物、植物の上位性、典型性といった観点から注目すべき種を選定して行っております。予測の結果につきましては概ね動物と同じとなりますが、湿地環境、水路に生息する動物について影響が生じるだろうということと考えております。また水の濁りについては生じない、重機の稼働に伴う騒音はオオタカに対して影響するという予測を行っております。こちらにつきましても環境保全措置は先ほどの動物や植物と同様ですが、こういったことを講じることにより影響の回避・低減を図っていくというところになります。

続いて76ページ目以降、景観の予測になります。景観につきましては、文献調査で把握した地点や、ご意見を踏まえて選定した眺望点からの眺望景観の変化の程度を予測しております。ここでは左上の表の赤で示している5地点、特に景観変化が大きいと考えられる地点につきまして、現況と施設の計画図を重ねる図面を作成して予測しております。予測の結果につきましては、近景、近くのおきましては荒神山のスカイライン、稜線を切断します。これによって影響が生じるのではないかと一部地点で予測しております。環境保全の措置としましては、法面緑化、それからセットバックといった保全措置を考えておりますが、こういったことで影響の低減を図っていくというところになります。

77ページ目以降、81ページ目までには予測対象とした地点のフォトモンタージュ、現況と将来の施設の重ね合わせの結果をお示ししております。施設の形状につきましては、類似した規模の施設を参考に最大想定をしておりますが、デザインとか意匠、色味といったところについては今後具体を検討していくというところになります。

続きまして82ページ目に人と自然との触れ合いの活動の場、いわゆるレクリエーション施設に関する予測の結果をお示ししております。

まず調査につきましては、春夏秋冬の4回、荒神山、サイクリング道、山崎山城址、こういったところの利用状況を確認するとともに、荒神山の山頂ではアンケートを配布して調査をさせていただいております。結果の概要はこちらにお示ししておりますが、ハイキングコースとしましては林道を利用するものの、事業区域北側の本坂の利用者は少ないかなというところを考えております。

利用者の傾向、それから散歩コース、サイクリングの利用状況などはこちらにお示し

したとおりとなっております。

83 ページ目には予測の結果についてお示ししてございます。予測の結果ですが、レクリエーション施設の直接的な改変というものは生じないと考えておりますが、ハイキングコース、サイクリングコースについては風景、見た目の変化の影響が生じるのではないかと予測してございます。また、工事用車両が走行したり、埋設管を一部工事する場合がありますので、レクリエーション施設へ向かうアクセスに変化が生じるものと考えております。ただし、景観面であったり、工事用車両の運行、こういったところについて配慮することによって、また、レクリエーションの拠点の施設を新たに整備する、こういった取り組みにより影響の回避・低減を図っていくということで考えております。

84 ページ目には参考といたしまして、施設北側、本坂からの眺望の景観の変化についてお示ししてございます。擁壁だった計画を緑化法面ということに変更してございまして、施設の圧迫感の軽減を図っていくというようなイメージをお示ししてございます。

85 ページ目、こちらには廃棄物の予測の結果となります。こちらには工事中に発生する建設発生土、建設混合廃棄物、また、施設供用後に発生する焼却施設、リサイクル施設からの焼却灰とか不燃物、そういったものの発生量を想定した結果をお示ししてございますが、いずれも工事中は場内利用とか適切な処分を行います。供用後についても適切に処分を行うということで、一定量の廃棄物が発生しますが、適切な保全措置を実施していくということで考えております。

86 ページ目、こちらは温室効果ガスの影響になります。ごみの焼却を除く施設関連車両の走行、それから機械の稼働といったところで、施設性能に関する排出量については既存施設と比べ年間 7300 t の二酸化炭素量の削減が見込まれると考えております。ごみの焼却についても、ごみの減量に従いまして削減するということで予測してございます。このように温室効果ガスが将来的には既存施設に比べ削減されます。また、環境保全措置も実施することによって影響の回避・低減は図られるということで考えております。

恐れ入りますが、87、88 ページについては今の内容を繰り返し掲載してございます。こちらは省略をさせていただきます。

続いて 89 ページ、こちらは文化財の結果です。こちらは文献、聞き取りなどによって把握した文化財の分布です。指定文化財、埋蔵文化財を一応整理しましたが、直接的に改変を受けるものはないと考えております。

90 ページ目ですが、こちらにつきまして予測の結果です。直接改変の影響はないと考えておりますが、環境の状態の変化、騒音・振動などの発生、そういったものや、見た目、風景の変化につきまして、北側で隣接する荒神山遥拝殿、それから天満天神社で影響が生じるのではないかと考えております。また、工事用車両が走行するなどによってアクセス性が変化すると考えておりますが、こちらにつきましても景観、工事用車両の運行などについて対策を図っていくことにより影響の回避・低減を図っていくと考えております。

91 ページ目には祭りなどの伝承文化について把握した結果をお示ししてございます。こちらでも文献、聞き取り調査などによって把握したものになりますが、地域に伝わる例祭として天満天神社の太鼓祭、荒神山神社の水無月祭など、そういったところを把握してございます。

	<p>92 ページ目に影響の予測の結果をお示ししております。こちらでも直接的な改変というものはないと思っておりますが、周辺の水無月祭、太鼓祭、こういったところにつきましても、風景に伴う変化が生じるということで想定をしております。また、祭りへのアクセス性についても変化が生じると考えております。こちらにつきましても、景観面の対策、祭り当日の休工など、そういった対策を図っていきながら影響の回避・低減を図っていくということで考えております。</p> <p>93 ページ目、94 ページ目、こちらは環境影響評価の対象ではありませんが、事業に伴う県道2号大津能登川長浜線の渋滞を懸念するご意見が多く出されていることから、周辺の3つの交差点で渋滞、滞留の状況の確認を行ったという結果になります。</p> <p>94 ページ目に渋滞等の確認状況を整理しております。こちらの確認は11月の平日、昼間の時間帯の渋滞、滞留の発生状況を整理したのようになりますが、1番、日夏町中沢の交差点におきましても交差点西側、南側の道路で若干一部の時間帯で渋滞が発生しております。2番、日夏町島の交差点では北側の交差点で9時台で若干発生しており、3番、賀田山町西の交差点、こちらは西側でやや長い、最大330mの渋滞が発生しているということで予想しております。</p> <p>以上を踏まえまして、交通渋滞を引き起こさない工事用車両の集中台数など、そういったところの付加台数、何台付加することができるかというところを検討いたしました。計算上では1時間当たり100台程度車両を付加しても渋滞が悪化するとか、そういったところは生じないと想定しております。これほどの規模の車両の走行を工事中には想定しておりませんので、工事中に新たに渋滞が生じるとか、そういうおそれは小さいと考えております。</p> <p>以上が予測評価の結果です。</p> <p>続きまして、調査予測の結果を踏まえて検討した環境保全措置になります。96 ページ目、97 ページ目にそれぞれお示ししておりますが、事業に当たりましては影響の回避・低減を図るため、こちらの表に示すような保全措置を行っていく計画としております。</p> <p>96 ページ目には、大気質、騒音などに関する保全措置、97 ページ目には動物、植物、景観、文化財などに関する保全措置を記載しております。</p> <p>続いて、98 ページ目、今後の環境影響評価の予定についてです。本日、準備書素案の説明を行いました。今後は条例に基づき準備書の公告・縦覧を予定しております。失礼しました。準備書の素案の説明会を予定しております。また、準備書の公告後にも改めて説明会を行う計画としております。準備書に対する住民意見、それから滋賀県知事の意見などを踏まえまして評価書以降の手続きを進めていくという予定にさせていただきます。</p> <p>以上で準備書の素案に関する説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。</p>
会 長	<p>今の説明に関わりまして委員の皆様から質問等がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
委 員 1	<p>予測評価についての一文でお聞きしたいのですが、41 ページや 66 ページの予測に使用した車両台数というのがずっと書かれているんですけども、EとかGはアクセス道が開通してからのことなのでいいんですけど、Aの荒神山通りは41 ページが平均値が小型車218台、大型車が66台、66 ページのほうでは小型車255台で最も多いとき、これはアクセス道路の北工区と南工区が全部開通しての状態での予測でしょうか。前回の説明</p>

	<p>では北工区のみが処理場が稼働するときには開通すると。これが開通してから、予算の関係でこの後に南工区を計画するということが話されていたと思うので、それだったらずっと、この評価はアクセス道は開通していない状態だから、また変わってくるのか、こんなことを言ったら何ですが、彦根市は予算がないので北工区ができれば南工区は作りますけど、予算が貯まるまでもうしばらく保留しますとずっと南工区ができないと。北工区で日夏の方ばかりがアクセス道路というか、こちらばかり皆さん使われて、車両が多くなるという可能性が出てくるのではないかなど。ちょうどこれだけ、荒神山通りのほうだけ出ている。日夏の自治会から20年以上にわたって城陽幼稚園のところに信号機をつけてほしいとずっと言っているのですが、できていない。これをまた整備したら城陽小学校に通っている子どもたちがあそこを通るので、また、信号機もないのにスクールガードの人もなかなか止めるのが大変とかいうことが起こっているので、その辺の対処をしていただきたいと思いますし、また、アクセス道ができたとしても、県道2号線をずっと走ってこれたら、彦根の中心部のほうから来られたら、そこから荒神山通りに曲がるよりも、そのまま日夏町島の信号まで突っ切ってしまうと、日夏町中沢の信号に流れるという感じが、ほとんどの小型車はそういうふうに行くのではないかと想定するのですが、いかがなものかと思うのですが。</p> <p>それと、そうすると、県道2号線ですが、これも我々この後、市のほうに要望はしようとしているのですが、学校や教育委員会は小学生の子どもに横断歩道を渡りましょうということもずっと言っているのですが、県道2号線は横断歩道が町内通学路に1カ所か2カ所しかないんです。ほとんど民生委員の人たちも子どもたちに、ここは横断歩道はないけれども、みんなで渡ろうなという感じで小学生に言って渡っているんです。こういう状態がずっと続いているので、この辺の対処までお願いしたいなと思うんです。横断歩道を作ってもらおうというだけでもだいぶ違うのですが、そういう方向でお願いしたいなと思っています。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局もしくはコンサルさん回答をお願いします。</p>
<p>委託事業者</p>	<p>ご質問ありがとうございます。最初のご質問にありました、こちらの予測台数が北側工区、南側工区の市道の整備状況とも関連するかというところをご説明させていただきます。</p> <p>41 ページ目の方に、こちらは施設関連車両の大気質の予測台数の条件をお示ししております。こちらですが、A B C D E F Gとそれぞれ地点を設けておりまして、北側から入ってくる道路、例えばAの荒神山通りにつきましては、これは北側工区、南側工区の整備状況によらず同じ台数が入ってくると考えております。というのは、彦根市の市街のほうから来る道路ですので、こちらについては県道2号を通り、荒神山通りを通過して大藪金田線、それから新市道にアクセスするという想定をしておりますので、これは工区の整備状況によらず台数は同じ程度と想定しております。</p> <p>同じように、この7地点ありますが、このように北側工区、南側工区で市道整備状況によって変わらないと想定しているのはこのうちA B C D Fですね。北側から来る道路ないしは東側、河瀬駅とかから来る道路、そういったところにつきましては市道の整備状況にはよらず、供用後にこの台数が発生するのではないかと考えております。</p> <p>一方、南側から来る道路、稲枝のほうから来るものにつきましては、市道南側工区がで</p>

	<p>きていないとそこを通れませんので、そういったところにつきましては県道2号、賀田山西の交差点のあたりを通りながら北側工区の道路にアクセスして入っていくと考えておりますが、今の想定ですと、その南から来たものが日夏町中沢の交差点に到達する前に左折をして宇曾川を渡河した上で事業区域に至っていくという想定をしております。</p> <p>したがって、工区によって変わるというところは南側から来る道路、EとG、これは北工区、南側工区の整備状況によって変わってくると想定しておりますが、それ以外につきましては特段の変化は生じないと考えております。</p>
会 長	よろしいでしょうか。
委 員 1	今の内容はわかっているんですけども、これは平均でも200、ほぼ300台近いんですね。これが1日の平均でなしに、ある時間帯に集中してきます。子どもたちもこの時間に通行するので、この辺も市のほうへ、行政組合のほうからも、警察は軽忽な信号とかそういう風なのをなくそうとされていますけれども、あそこには城陽幼稚園のところに作っていただくように働きかけをお願いしたいと考えていますので、よろしくお願ひします。
杉山室長	供用開始までに南側工区が間に合わないというお話がございますので、組合としましても極力早い段階で南側工区のほうも供用開始できるように、開通していただくように申していきたいと思っておりますし、今おっしゃっていただきましたように、学校関係、横断歩道が必要であるような場所が、これから供用開始されていくと出てくると思えますけれども、そういったことについてはまたこちらからも横断歩道の整備等をしていただけるようお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。
会 長	ほかに質問等ありましたらお願ひいたします。
委 員 2	市道の話ばかりになるのですが、北側工区を先に着工して、完成して、完成後に南側の市道に着手するということなのですが、恐らく市道が安食川沿いに設置されたときにですね、一般車両がこの道路を通って入ってくることも予想されますけれども、そういった方がですね通り抜けられると思って、ここまで来て施設のところで通れないとわかったときに、町の中の道路を通ったりとかということも増える可能性が高いと思っておりますが、そういったことに対して、町の中の道路というのはかなり狭いですし、行き違いもできないようなところもありますので、そういったところに対する対処をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。
会 長	事務局お願ひいたします。
杉山室長	全線開通してからでも南側から通れないという、工事中の話でよろしいですか。
委 員 2	北側工区の市道が完成した場合に、工事中はそうでもないでしょうけれど、市道ができた場合は南側に抜けられないので、施設のところでストップすると思うのですが、そうなった場合に一般の方が通れないからといって町内の道路であるとか、そういったところに通られることが考えられると思うのですが、そういったときにはどのような対処をしていただけるのでしょうか。
杉山室長	北側から来た方が南へ行かれる際ということですかね。そういったケースもあるとは思いますが、こちらからの周知ということについてはごみ処理施設に搬入される場合は、この今の大藪金田線、西清崎の集落を通っている道については細い道になりますので、そこを使用するのではなくて、メインの道路を利用いただくということで周知はさせていただきますけれども、ただ、一般の方がごみ処理施設を利用した後に南側へ

	行かれるような用事がある場合については、こちらから制限してですね、この道を通ってはいけないというようなことは難しいのかなと思うんですけども、その辺はこの道路と、今の大藪金田線については極力ごみの搬入には利用いただかないようには周知はしていきたいという風に考えております。
委員 2	ごみを運んでこられる方はいいのですけれど、一般ですね、ごみを運ばないで通ることも想定されますけれども、そういった方にはどういう周知をされるのですか。
杉山室長	もちろん彦根市さんにも周知の仕方をこれからご相談させていただくことになろうかと思えます。当組合としてはごみの搬入についてのルートは周知をしていくという形で考えてはおりますので、その辺も合わせましてこれから彦根市さんと相談させていただいて、どういった周知をすると効果があるかというところについても協議していきたいと考えております。
彦根市道路河川課	道路計画をしております道路河川課です。おっしゃっていますように、北工区が開通したときに、まだ南工区は完成しておりませんので、集落内の道路への進入が生じますと周りにご迷惑をかけることとなりますことから、組合さんと改めて調整させていただきます。なお、対策としては、入ってこないように看板で周知をするなどの配慮が必要となってくると思えますので、どういった誘導が必要となるかや、一般車両を集落に誘導しない対策を合わせて検討したいと思っております。
会長	よろしいでしょうか。そのほか、意見・質問は。お願いします。
委員 3	この件、この前の会議でも申しましたけど、こんなもん施設ができていのに道が完成してないというのは大問題。地域住民を馬鹿にするのもいい加減にしてください、これは。必ず全線開通させてください。それじゃないと認めませんよ。
杉山室長	組合としましても、供用開始までにはお願いしたいというところがございますが、なかなか今の彦根市さんの財政状況で現状厳しいということをお聞きしております。ほかの県内の施設でも、今ようやく全線開通しているようなところもございまして、なかなか搬入ができる状況まで持っていく、その後のアクセス道路について地元の要望がある道についてはその後に整備されているようなケースもございますので、そのあたりもご理解いただけたらなと考えております。
委員 3	理解できんから言っている。当然周辺の地域には子どももいますし、高齢者の方々もおります。そんな中を車が通っていったらどうですか。だから、全線開通しておけば問題ないわけじゃないですか。しっかり予算を取ってちゃんと計画してください。
杉山室長	もちろんおっしゃったように全線開通していれば南からの車というのも北へ回らないということにはなりますが、そもそも南から搬入される台数というのは、想定している台数、こちらへ回ってくる台数というのが少ないというところもありますが、今後は、彦根市の清掃センターにつきましては1日の搬入台数の制限がされておられませんので、懸念されていますような交差点の搬入車両の台数を低減していくためにも事前の受付をさせていただくことで1日の搬入台数の制限なども考えており、車両台数の低減のほうも図っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようによろしくお願いたします。
委員 3	それとね、すいません。道路の件は置いて、施設の件なんですけど、環境基準ということでね、ごみの量を削減するとか、そういったことはどう考えておられるのか。ちょ

	<p>っと今日の説明では全くわからなかったんですけど。この前、守山のほうに見学に行ったのですが、非常にいい施設、参考になると言っておられる方がたくさんおられるのですが、私が見た感じ、プラスチックのごみを全部燃やして、燃やす量が少なくても発電できると言っていました、こんな環境に何も配慮していない施設やと思いました。せっかく新しい施設を作られるので、しっかりした分別、リサイクルというのをどのようにやっていかれるのか、そういったことも明確にできたらなと思います。</p>
杉山室長	<p>今年の3月になります、彦根市と4町のほうで一般廃棄物処理基本計画を策定いただきました。その中では、令和11年度から供用開始予定となりますけれども、令和13年度までにごみの削減目標ということで、燃やすごみ、粗大ごみ、不燃ごみを令和元年度の実績から15%削減するという大きな、結構厳しい目標を立てていただいているところでございます。また、プラスチック類につきまして、彦根市のほうでは容器包装プラは分別していらっしゃるということで、ただ、どうしても汚れているものについては焼却という形を取っていただいているんですけども、新しい施設においては容器包装プラスチックに合わせて硬質のプラスチック類もリサイクル可能なものについては収集していくという形で、焼却をしていかない方向で考えていただいておりますので、それに合わせて施設も整備していくという形になりますので、よろしく願いいたします。</p>
委員 3	<p>汚れたものはどうなるのですか。</p>
杉山室長	<p>今、彦根市さんのほうでは原則容器包装プラスチックはリサイクルしていくということですけども、汚れたもの、リサイクルに向かないものについてはやはり焼却するしかないということでございます。埋立で回収されている4町さんのほうでは埋め立てるケースもあるんですけども、埋立で回収するのではなくて、汚れたものは焼却してエネルギーを回収していく方向でございます。</p>
委員 3	<p>おっしゃられることはよくわかるのですが、そうなると燃やしますよね。CO₂削減と言われている時に出来ますよね。そういったことも考えていただきたい。</p> <p>あと、生ごみの水分が多かったら燃えにくいです。そうなったらパーッと燃やしますよね。そういったことも聞きたい。</p>
杉山室長	<p>生ごみの減量については、おっしゃっていただきましたように水分が多いと燃えにくいというところはあるのですが、実際はごみを搬入される際はピットに入って、そこから焼却炉に投入していくまでに水分というのは減っていくというものにはなるのですが、極力排出される際には、今までも水切りというところについてはずっと1市4町において啓発はされているところでございますけれども、それでもまだまだ足りないという状況でございますので、生ごみが出ないように使い切り、食べ切りというところとか、余分に物を買わないというところについては、今後も1市4町で取り組んでいただくとお聞きしております。このあたりについては生ごみの減量、水分を削減するというのが一番効果的であると考えておりますので、1市4町にはそういったことを続けていただくように組合のほうからもお願いしてまいりたいと考えております。</p>
委員 3	<p>人に、住民がみんなやるということもなかなか難しい。そういった設備で賄えるものがあればそういったものも良いじゃないかなと思ってますけど、その辺も考えてもらいたいと思います。</p>
杉山室長	<p>水分を乾燥させるために前段階で熱量が必要になったりとかございますので、乾燥さ</p>

	<p>せるまでは必要ないというふうに考えているのですが、逆に水分が完全になくなってしまうと今度は炉の温度が高くなりすぎまして水を炉の中に撒いたりしなければいけないということもございますので、適度な水分というのは当然燃やすごみの中でも必要だと考えておりますので、そのあたりのバランスというところも考えていかなければいけないかなというところがございます。</p> <p>実際に、今の彦根市さんの状況ですと、水分的には焼却するには十分焼却できる水分ということでございますので、重量という面については水分が減るといいのですが、逆に今度水を足していかなければいけないということもございますので、そのあたりのバランスを考えていかないといけなかなと考えています。</p>
会 長	その他質問、どうぞ。
委 員 4	<p>工事車両について、荒神山から県道大津能登川長浜線に出ますよね。その後については分散して工事車両を出してもらえるのか、一本道でずっと能登川のほうまで行くのか、車が渋滞しないようにしてもらえるのか。</p> <p>県道賀田山安食西線、あそこは子どもたちが通学するので車両を規制していただき、安全を確保してもらいたい。お願いします。</p>
杉 山 室 長	<p>現段階ではプラントメーカーがどこになるか、土を持ってくる工事車両がどちらから来るかというところがわからない段階でございますので、工事用車両が幹線道路のどちらへ行くというところまでは予想はできないところでございますが、なるべくそこら辺は分散させる形に持っていきたいと考えておりますし、工事するところが決まりましたら1日の車両台数もう少し細かく出てきますので、おっしゃったように、速度の制限であったりとか、通行する時間帯も搬入する時間と登下校の時間がかち合うような時間帯を外すなど、そこは整理していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。</p>
平 松 会 長	よろしいでしょうか。その他質問は。
委 員 5	<p>ちょっと何点かお聞かせいただきたいところと、意見も聞かせていただきたいのですが、ほかの方からの意見もありましたように、まず南北からの両方のアクセス道で、最初北側から、それから次に建物が建って南側の道路を作るという説明で、それが期間内に、11年度には間に合わないということですね。当初トンネルの話もあって、それなら余計間に合わなかったのではないですかというような、そういう意識があって、そういう不安というか、あると思うんです。それで、本来ですね、前のときにも私は申し上げましたが、こういう施設、ごみ焼却場の場合は開発許可は要らないんですけども、許可は不要なのですが、今計画を見させていただいて、できれば彦根市の開発許可、それに見合うものを取っていただけたらなと思っております。</p> <p>資料に沿って何点か質問させていただきたいのですが、まず、その道路ですね、本来開発許可は2方向接道ということで2カ所の建築基準法上の道路に接道するというのが基本なのですが、これで1カ所、同じ道路に対して2方向と言えるのかどうかちょっとわからないのですが、宇曾川の土手沿いの道路に2カ所接道するという事なんですけど、実質は1カ所接道みたいな形かなと思っております。そのあたり、許可の基準に照らし合わせてどうなのかなというところ。</p> <p>それと、造成とか排水の計画がまだ十分できていないのかなというのを感じています。</p>

といたしますのは、資料の8ページ、これもちょっと前の時言いまして、時間がなくなって質問が途中で切れてるんですけども、まず排水計画で調整池を経由して宇曾川に放流するということなのですが、これは次の10ページで北のほうに調整池、点線部ですが、どこかのページには宇曾川のほうへ排水するという計画なのですが、前回のときにこれはポンプでくみ上げますという話でした。不思議に思うのは造成高がまだ決定していない段階で、当初は河川敷の堤防とつらを同じくするということだったのですが、造成高をもう少し下げますよという説明がありました。宇曾川へポンプで排水するということなのですが、ということは調整池でオリフィスの検討とか多分されないと思うのですが、そこへまた運動場とかテニスに使うという、レクリエーション施設にしようというような、そういう話も出てあるのですが、調整池というよりも、これはため池じゃないかなと思っています。豪雨とか自然災害があったときにそのポンプが機能するかどうかとか、そのあたりも懸念するところであって、開発の審査をしてほしいというのがその1つの理由であります。

それと、先ほど中沢の自治会長さん、中沢からの選出の委員さんもおっしゃってましたとおりですね、やはり当初から南からも北からも両方から道路を整備していただきたいというのが意見であります。本来これは、例えば間に合わないというのであればそういう道路計画に載せていって担保していただきたい。そういった確実に、ずるずると延期されるのではなく、期限を設けていただいて作っていただけたらと考えています。

それと、資料の41ページで、先ほど日夏町から選出の佐藤さんからもお話がありましたように、交通量とか調査、これは環境影響調査ですので、交通量の調査をされるのですが、住民の不安というのは交通量というよりも交通安全という安全面で不安があって、横断歩道もなかなかつけてもらえない所、そういう現状の中で、そういう要望が通るのかなということがあります。私も前回か前々回ぐらいに中沢から賀田山の信号にかけて、中沢の信号から南へ200mほど行ったところが道路のネック部分があって、そこがカーブもしていますよという話で、交通量というより、交通量が増えてそういう道路が狭まったところに、自転車とか、高校生とかも通学しますし、中学生も通学します。ちょっとだけ交通量が増えて、現状でカバーできますよという説明だったんですけども、実質、実態として影響はそれだけでは済まないかなというのは感想として持っています。

それと、資料の70ページで、これが造成高、高さを示しているのだと思うのですが、調整池で雨水を受けるといったことなのですが、荒神山からの雨水も受けるといった話をされていました。荒神山のところには確かちょっと水路があって、全部そこに出ていく形になるのではないかとと思うのですが、そのあたりで調整池から公共用水域に、これポンプで送られるという説明でしたので、このあたりで造成高がどれだけになって、調整池が普段は空になっているという状況に本当になるのかどうかというところなんです。それと、下の71ページに排水経路が示されていますので、本当にこの排水経路で排水が可能なのかなということも思っています。

それと、最後に94ページで、これは先ほど私が申し上げました渋滞の発生ということで特別に検討していただいているわけですが、今しがた説明がありましたそちら対応していきますというような、交通安全について対応していきますよということなのですが、前回も、先ほどの道路の狭まったネック部分について市の担当者から県のほう

	<p>へ要望していきます、要請していきますというようにお話はいただいているのですが、その要請の結果がどうだったのかなと思うんですね。要請していただいて、その結果がどうだったのかという、前回12月だったと思うんですけども、それ以降、どのようにしていただいているのかなとか、こういった予測で30台を想定ということで、低い結果なのですが、交通安全の面からも考えていきたいと思っています。とりとめのない話でしたが、こういった意見を言わせていただきました。</p>
会 長	事務局お願いいたします。
杉山室長	<p>ごみ処理施設の整備の開発許可は要らない建物になるのですが、結局10m以上の建物を建てていかなければいけないという中高層の協議が必要になってまいりますので、その中で盛土であったり調整池についても彦根市さんと協議を進めているというところまでございまして、事前の協議もさせていただきながら、問題がないものを今造成の実施設計の中で進めておりますので、最終的には豪雨のときでも問題がないような調整池を、周囲からの水の流れについても今の現状よりも悪化させないような形で、できれば今よりもよくなるような方向性で検討を進めてまいりましたので、また実施設計が完了しましたらお示しできるかと考えております。</p> <p>あと、道路の交通安全というのは皆さん懸念いただいているところがございますので、これから施設が供用開始するまでに彦根市さんと協議、滋賀県さんとも協議をさせていただいている部分があるのですが、そういったところで交通安全を懸念いただく方に不安を招かないような形で、こちらからは彦根市さんと県のほうにはお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	よろしいでしょうか。お願いします。
委員 5	ありがとうございます。県さんへの要望はいつしていただきましたでしょうか。
杉山室長	滋賀県さんへの要望については彦根市さんと協議をさせていただいております、彦根市さんの方からしていただくという形で、今組合から直接滋賀県のほうへ要望事項という形で出してはおりませんが、協議のほうはさせていただいているところではございます。彦根市さんからお出しいただくということでお願いしたところでございます。
彦根市道路河川課	県への要望につきましては、中沢の交差点、県道2号の狭くなっているところの要望は自治会さんからもご要望いただいているところがございますので、要望を提出いただいた後、滋賀県へ要望させていただいておりますし、併せて滋賀県への施策の要望等もございますので、そういった機会を捉えて、要望させていただいている状況でございます。
会 長	よろしいでしょうか。
委員 5	ありがとうございます。県道は河瀬高校のところから、平和堂の前のところは拡幅されているのですが、ちょうど日夏町の区域内の県道路というのは本当に未整備な状況で、中途半端な施工の状況になっていると思うんです。道路の暗渠水路でも住宅の前が改修できていない、大雨のときは溢水して床下浸水になってしまっている、そういう状況なので、そのあたりも自治会として要望を出しましたけども、こういった今度のルートに持っていくようなことになると、造成計画が、今造成の計画を見ていると令和6年から工事に入るということですので、実質そのあたりから交通量が増えてくるということですので至急に対策などしていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたし

	<p>ます。</p> <p>それと、開発許可については、許可の対象ではないのですが、それに代わるもの、そういった市の審査、彦根市の行政区域内ですので、そういうことはしていただけないのでしょうか。</p>
近藤局長	<p>確かに開発許可は不要という施設ではありますけれども、貯留の件にしても接道の件にしても、それを市と協議してやっていくというものではありませんので、先ほど杉山が申しましたけれども、中高層協議というのがありまして、それも開発協議と同じように協議をいたします。その協議は事前の今の段階で協議を進めさせていただくということで都市計画課のほうとも話をさせていただいておりますし、接道の件につきましては団地造成のときは避難路の関係があるので2方向に接続していないと駄目というのがあると思うのですが、こういった単独の構造物、敷地の場合は1方向でも可能かと思えますので、そこはクリアされているのかなと思います。</p> <p>あと、建設管理課のほう、道路河川課のほうも含めまして、個別に協議というものをそれぞれ今もさせていただいておりますし、そういったものを含めて中高層協議の中で各所の意見をとりまとめてやっていくということにしております。</p> <p>貯留についても、放流先である滋賀県の宇曾川になるので、県のほうとの協議を進めさせていただいておりますし、それも流域を出してきて、流量計算をして、貯留量を決めて、常時このあたりにポンプを置いておいて、排水先を決めて、それで必要量を排出させますし、ポンプのほうも1台では不安ですので予備というようなことも考えたりして、そこの構造についても建設管理課と開発と同じように協議をさせていただくことになっております。最終的には覚書を市と交わしますので、開発に準じた形で十分やっていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。</p>
委員 5	<p>中高層協議というのは建物を建てるときの協議なわけですし、私が懸念しているのは造成の段階で建物の土台のところですし、そのあたりも彦根市さんと協議していただきたいと思ひます。これはお願ひですのでよろしくお願ひいたします。</p>
近藤局長	<p>建物の建築物が決まるのは実際に業者さんがというか、プラントが決まってからになるのですが、その前に土地の形状変更もあるということで、都市計画課の方とは、中高層協議の事前協議という名前を使ってそういった敷地とか、関係各課の排水計画とか造成計画、そういったところの協議をしようということで今お話をさせていただいておりますので、やっていくという前提であるということでご理解をお願ひいたします。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。他にどうぞ。</p>
委員 6	<p>何点かお聞きたいと思ひます。</p> <p>まず、皆さん言われていますように、アクセス道路、北側からという話ですけども、できるだけ早く南側も開通させていただきたい。そうしますと、もし南側が開通しますと県道2号線から石寺稲里線、そのところがパッカー車とかよく通ると思うんですけども、県道2号線から新しくできますアクセス道路の間が市道が狭いということで、同時に拡幅工事をお願ひしたいと思います。</p> <p>続きまして、排水池からの宇曾川への排水ですけども、それはしっかりやっていただきたいんですけども、大雨とかのときに額戸川へ絶対に流さないように。今でも額戸川はすごく溢れていますので、しっかりと宇曾川へ排水していただきたい。額戸川へはこ</p>

	<p>れ以上流していただきたくないのでよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>それと、県道2号線から建設地の道路ですけれども、山すそのところ辺はとても車が通れないようなことになっていきますので、現況、それまでにしっかりと工事用車両が通れるような道路に直していただきたい。それから通行できるようにしていただきたいと思ひますし、先ほど言われましたように、そこは通学路にもなっていますので、しっかりと交通安全に配慮していただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。以上です。</p>
会 長	事務局をお願いします。
杉山室長	<p>南側の工区の関係については、工期を早くできるようにこちらからも彦根市さんのほうへ要望してまいりたいと思ひますし、宇曾川への排水、これは敷地に降る雨はすべて宇曾川に出す形になりますし、一部、顔戸川と言われる水路ですね、側溝が溢れることがあるとお聞きしておりますので、溢れるような状況になる場合は我々の調整池のほうへ流せるような形で考えておりますので、現状を悪化させるものではないということでご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>それと、山崎山の宇曾川左岸道路ですが、こちらは今トレーラーで通れるかどうかということも検証しているわけですけども、今のままでも十分通れるというところもござります。拡幅してまでということは現状考えておりませんが、交通安全については十分配慮してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
平松会長	<p>よろしいでしょうか。ご意見、ご質問等がありましたらお受けしますが、よろしいでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、次の議題へ移ります。よろしいでしょうか。議題(3)「その他」ですが。</p>
委員 7	<p>失礼します。今関連する質問も出ていたのですが、環境影響調査の結果と直接結びつかないので今質問させていただくことにしました。2つあります。</p> <p>1つです。前回は質問させていただいたのですが、そもそもの問題で、出発点にまず初めに確認しておくべきことだったと思うんです。前回は質問させていただきましたけれども、この施設建設の予算規模、大体建屋が200億とされています。ところが、道路建設とか基盤整備とか、そういう予算が全くいまだもって示されておりません。住民の方が開示請求で地質調査の結果、彦根鑿泉が行った地質調査の結果を事務局のほうからいただいて公表されております。支持基盤が約60mあるということになっています。かつて獅山市長の時代に荒神山の裏手、西側のほうに石寺で予定されていたごみ焼却建設が獅山市長の指示で地盤を調査されて、支持基盤が60mという結果が出て、膨大な予算がかかることが想定されるのでここでの建設は断念するという過去の経過がありました。翻って、今当てはめて考えると、彦根鑿泉が行った地質調査でもやはり60mぐらいのところまで行かないと支持基盤に到達しないという結果が出ているということが住民の開示請求によって明らかになっているのですが、かつて同じ支持基盤で断念したのに、今はただひたすら突き進んでいるという状態になっています。</p> <p>それで、今一番大事なのは、それだったら60mの基盤に対して工事の予算はどれぐらいの規模に膨れ上がるのか。これは広域議会や1市4町の管理者の皆さん、そして住民の皆さんにこれぐらいの規模のお金がかかりますよというのをやはり専門機関にちゃんと照会をかけて、マクロでもいいので大体の予算規模を事務局として明らかにすべきだ</p>

	<p>と思います。どんどん事が進んでいって、最後の最後にこんなにお金がかかるはずではなかったと。議会も市長も住民もそんなことを思って建設ばかりが進んでいったら、結局は彦根市の負担や4町の負担が膨れ上がって、暮らしにかけるお金がどんどんどんどん削減されていくということは明らかだと思います。大久保市長の時代にいろいろお金を使って、結局暮らしにかけるお金をかなり削減せざるを得ないということで首長の首がすげかわりましたけれども、同じ轍をまたこのごみ焼却場の建設で踏ませるわけにはいけないと思いますので、事務局として専門家に大まかな予算規模を、支持基盤に対する工事基盤の予算規模を早く明らかにして市長や住民や広域議会に示すべきだと思います。</p> <p>2つ目です。ごみを減量することによって建設費用が大きく削減することができるということがこの間の住民運動などによって明らかになってきました。近江八幡のクリーンセンターでは今想定される規模の半分の施設規模で約60億で建設されたと。あまり大きくない施設なのですが、60億で建設されたと聞きます。今大体、上建屋だけで200億とおっしゃっていましたが、ごみの減量を大きくすることで予算規模を大きく縮小することができると思います。</p> <p>そういう点で言えば、この6月議会で、甲良町の議会でごみの半減を目指すことを議会で全員一致で決議をされました。1市4町の中の1町がこのようなごみ削減計画を全員一致で議会で決議をされました。ごみを減らすことは建設費を大きく削減することができる。そのことを甲良町議会の結果を受けて事務局として今後どのようにこの方策を取り入れていこうとするのか、そのあたりの姿勢をお聞きしたいと思います。</p> <p>あともう1つだけですが、南のアクセス道路が建設後ということなのですが、中沢の自治会は反対だとおっしゃいましたが、建設後なら、それなら何年後ということ住民に明確に説明しないと、建設後ということだけでは事は走っていかない、住民は納得できないと思いますので、最低限、建設後になってもいつなのかという目途を明確に示す必要があるのではないかと思いますので、そのあたりよろしく願いいたします。以上です。</p>
会 長	事務局よろしいですか。
杉山室長	<p>1点目の支持層のことですが、これまでの住民説明会で何度もご説明させていただいているのですが、この西清崎の候補地については支持層として、東側では47m付近で支持層を確認しています。山側は30mぐらいのところには硬い岩盤層があるというのを確認しておりますので、以前獅山市長であったとき60mでも支持層が見つからなかったところとは全然条件が違うということでご理解いただきたいと思います。</p> <p>また、造成にかかる費用についても、今造成の実施設計を進めているわけですが、その中で盛土の量の見直し等をさせていただく中で、この業務が完了した時点では確実に皆さんにお示しできるという形になりますので、今年度中にお示しできるものと考えております。</p> <p>ごみの減量目標ということで、今1市4町の一般廃棄物処理基本計画では令和元年度の実績から令和13年度で15%というような結構厳しい、これまでの圏域のごみの量というところから行くと厳しい目標と我々は考えておりますが、仮に半減をするという自治体がこの1市4町の中から出てきて、一般廃棄物処理基本計画を変えていただ</p>

	<p>くということであれば、こちらとしてはその量に合わせた施設規模という形に見直しをさせていただくのですが、この半減がもし進まなかった場合に処理しきれないごみの量についてはその目標を立てていただいている自治体さんに、外部、民間で処理いただくという形を取っていただかないといけないのかなと考えておりますので、こちらとしては無理のない可能な減量目標というところでお願いしたいと考えております。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。お願いします。</p>
委 員 7	<p>3つ目の南のアクセス道路の時期について住民の皆さんに約束できないでしょうか。</p>
彦根市道路河川課	<p>昨年のこの場で、全体延長 2.9 kmのうち北工区 1.7 km、全体事業費 27 億のうち、北工区が約 20 億の事業を優先して進めることを説明させていただいております。非常に距離が長いこと、宇曾川と安食川それぞれに橋梁を設ける必要がございます。今年度は、これまで幅 100mの 2.9 kmの帯で計画線をお示ししておりましたが、現況の測量に入らせていただいて、100mの帯ではなく、一本の線でルートを決める予定をしております。その設計が完成しますと、次年度に橋梁の設計に進むわけですが、令和 11 年に施設の供用開始までの限られた期間のなかでは、北工区の 1.7 kmの完成が精一杯になると判断をしております。このことから、南工区につきましては、この後に進めていくということしか今のところお示しできない状況になっております。期限を本来ですとお示できると良いのですが、事業の進捗は、市の財政状況によりますし、財源が許せるのであればスピード感を持ってやっていきたいと思っておりますけれども、現時点で期限はお示できませんので、申し訳ございませんが、理解いただきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
委 員 7	<p>1 点目なんですけど、軟弱地盤に対してどれだけの経費がかかるのかという、最初の本当の出発時点で議会なり組長なり住民の皆さんなりに一番最初に発表すべきことだったと思ひます。専門家に相談していただければマクロでも出てくると思ひます。一刻も早く出すべきだと申し上げておきたいと思ひます。</p> <p>2 つ目のごみ減量の問題なんですけど、これは行政と建設セクションと一体になって、予算をできるだけ縮小するために全力で取り組んでいたという風に思ひます。建設部門として、待ちであってはならないと思ひます。そういう意味では強く行政に働きかけて、予算規模を抑えるために努力をしてほしいということと呼びかけるべきだという風に申し上げておきたいと思ひます。</p> <p>それから 3 点目なんですけど、ある自治会では反対だとおっしゃいました。そういう声が出ないように、期限だけでもしっかり住民の皆さんに説明すべきだと思ひます。住民の皆さんの納得を得るために、期限だけでもはっきり示して、行政はそこを目指してやるんだということをお願いしたいということで、要望として申し上げておきたいと思ひます。以上です。</p>
会 長	<p>その他ですので、ここで切らせていただきます。事務局から報告事項等よろしくお願ひします。</p>
資料 3 に基づき説明	
北 川 主 査	<p>それでは、議題 (3) ということで、事務局より協議会の委員選出等について、ご説明いたします。事務局からは 3 点報告させていただきたいと思ひます。</p> <p>まず初めに、本連絡協議会、委員選出についてということで、お手元の資料 3 をごらん</p>

	<p>ください。</p> <p>みなさまにご参加いただいている本連絡協議会ですけれども、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備連絡協議会設置要綱第5条にありますように、委員の任期は2年となっております。現在の委員の皆様は令和2年10月12日から、令和4年10月11日までとなっております。そのため、10月に再度委員の選出を予定しております。</p> <p>この委員の選出についてですが、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備連絡協議会設置要綱第4条第3号の委員の方につきましては、設立当初、連合自治会長様に委員選出に関するアンケート調査を行い、委員を選出いたしました。地域ごとに組織体制も異なることや、事業の進捗につれて、委員をほかにも出したいといったご意見を事務局にいただいております。</p> <p>つきましては、資料にありますアンケートを、連合自治会長様に送付し、希望を確認した上で、10月以降の新委員の選出を行っていただきたいと考えております。</p> <p>委員の皆様におかれましてもご承知おきをいただきますようお願いいたします。</p> <p>続いて2点目に環境影響評価準備書素案に係る住民説明会についてお知らせします。お配りしております青いチラシになります。本日まで説明いたしました環境影響評価書素案に関する内容の住民説明会を7月3日（日曜日）午前、午後の2回に分けて、南地区公民館で開催します。内容としては、内容としては本日説明した内容と同様にはなりますが、よろしくようお願いいたします。</p> <p>最後に3点目ですが、次回連絡協議会の日程についてです。次回は9月2日（金曜日）午前10時から本日と同じ南地区公民館で開催を予定しております。案内文書につきましては、7月頃に発送予定ですので、ご確認よろしくようお願いいたします。</p> <p>以上、事務局からの報告となります。</p>
<p>質疑応答</p>	
<p>会 長</p>	<p>ただいまの事務局からの報告等に、質問等、委員の皆様からありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。ないでしょうか。</p> <p>本日は先進ごみ処理施設見学会の結果の報告と、環境影響評価準備書素案についての協議をいただきました。皆様の意見の中で特に分別であるとか減量、生ごみの問題が出てきたときは、やはりそういったものの意識を1市4町の皆さんに伝えていくためには、どのように啓発していくのかということも一緒に進める必要もあるかと思えます。当協議会でもそういった広めるということについても、また皆さんの意見も聞かせただけるといいなと私も思いました。</p> <p>そのほか、ご意見等ないようですので、本日の議題はすべて終了しましたので、事務局にお返しします。</p>
<p>閉会</p>	
<p>北 川 主 査</p>	<p>委員の皆様、長時間にわたり熱心にご議論をいただき、また、様々なご意見をいただきありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の協議会を終了したいと思います。お疲れさまでした。</p>